

豊岡市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日時 2024年1月10日(水) 午後1時30分開会 午後3時37分閉会
- 2 場所 豊岡市役所本庁舎3階 庁議室
- 3 出席者 委員9名、事務局8名
- 4 議事 **【報告事項】**
 - (1) 2023年度豊岡市国民健康保険事業の状況
 - (2) その他
 - ・国民健康保険に関する制度改正について**【協議事項】**
 - (1) 2024年度豊岡市国民健康保険事業計画(案)について
 - (2) 2024年度豊岡市国民健康保険税率の算定について

会議録（要点記録）

1 開 会	
2 あいさつ・自己紹介	
3 会長及び会長代理の選出	
4 諮問	
5 議事録署名人の指名	
6 議事【報告事項】	
議 長	それでは、議事に入ります。 報告事項の（１）から（２）まで報告を受けたいと思います。
事 務 局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1)2023 年度豊岡市国民健康保険事業の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者数等の状況～保健事業の実施状況 ・特定健康診査・特定保健指導事業 ・国民健康保険税収納状況 ・基金の保有状況 <p>(2)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に関する制度改正について
議 長	事務局の説明は終わりました。ご質問等ある方は挙手をしてお名前を名乗ってからご発言ください。
委 員	2023 年度国民健康保険事業の状況の資料中、被保険者証の交付状況について、資格証明書の方の特別事情というのは病気等のことなのだろうと思いますが、短期被保険者証と資格証明書の交付対象者の線引きは注積の通り滞納が 1 年未満と 1 年以上の区分だけでしょか？
事 務 局	<p>3 か月の短期被保険者証については扱いが 2 種類ありまして、納税誓約が取れており滞納が減少傾向にあり定期的納付がある場合は証を郵送いたします。これが思わしくない方については、窓口で納税相談後に交付いたします。資格証明書の交付者については、こういったことが一切できず滞納額が増加していく場合となります。</p> <p>特別事情については、税務課と連携して個別に対応しています。</p>
委 員	ジェネリック医薬品については、医療費の適正化を図ることと被保険者の自己負担の軽減を目的で行っていると思うが、令和 4 年 8 月に 76.67 パーセント、令和 5 年 8 月に 79.46 パーセントと普及率が上がっている。これは目的達成がされたということになりますか。
事 務 局	普及率が伸びており、80 パーセントという目標に近づいてきています。
委 員	目標は、100 パーセントではなく 80 パーセントですか。
事 務 局	県が目標値に揚げているのが 80 パーセントです。達成されればさらに上げていくと思われま。
委 員	滞納対策等の進捗状況のところ、口座振替、コンビニ収納に加え 2021 年 3 月にはスマホ収納を開始したということで、開始から 2 年が経過しているが従来の納付方法よりも成果が出ているのか。
事 務 局	スマホ収納については、2021 年度が 3,400 件、2022 年度が 3,800 件となって増加しています。スマホ収納等が増加した分、口座振替の収納が若干減少しております。
委 員	国保税率の 3 方式への移行については、資産割ではなく所得割を上げた方が国保税の増額が見込めるということが理由でしょうか。
事 務 局	収入を生むものではない資産にかけているということで資産割をなくすことは全国的な動きでもあります。2024 年度からは県内すべての自治体で 3 方式

	となります。
議長	他にございますでしょうか。
委員	昨年は、まず7千万円を取り崩して、その後さらに減収補填で1億1千万円ほどを取り崩しているが、例年途中で取り崩すのか。このことが来年度税率が上がる要因なのか。
事務局	昨年度までは被保険者の所得が確定した時期に税率を算定していましたが、今年度から県の示した推計値を元に算定することにしました。賦課の時期を変更したことは、2030年度（令和12年度）に税率が県内完全統一となることを見越したものです。実際の所得が、県資料の102億よりも低かったことで、税収が見込めなくなり途中で基金を取り崩し収入の均衡を図ったということです。
委員	基金の積立額は、年によって違うのでしょうか。
事務局	国保会計の歳入と歳出のバランスによって毎年、変動しています。
委員	未就学児の均等割の半額軽減について、市独自で対象年齢の引き上げは考えていないか。
事務局	独自で対象年齢の引き上げ等を行った場合、この上乘せ拡充分は全額市の負担となってしまうため、現在のところ拡大は考えておりません。
委員	被保険者証の廃止が12月2日ということだが、なぜこの日なのかかわかれば教えていただきたい。
事務局	廃止日設定の経緯は不明ですが、マイナ保険証への移行などの働きかけを行うことでスムーズに移行が運ぶように考えています。
議長	よろしいでしょうか。
委員	わかりました。
6 議事【協議事項】	
議長	事務局の説明は終わりました。ご意見ご質問ございますでしょうか。
委員	スケジュール表にありますが、被保険者証の更新はあるのですね。
事務局	被保険者証廃止の施行前のため、通常通りあります。この更新の際の被保険者証の有効期限を11月30日のままにするのか、12月1日にするのかということですが、今後検討させていただきます。
議長	よろしいでしょうか。
委員	わかりました。
議長	それでは、2024年度豊岡市国民健康保険税率の算定について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>2024年度豊岡市国民健康保険税率の算定について</p>
議長	説明は終わりました。ご意見ご質問ございますでしょうか。
委員	所得の減少幅が、県内でも3番目ということだがなぜここまで大きいのだろうか。国保被保険者は高齢者であったり所得の低い方が多いとは思いますが、このように大幅に減少することはこれまでからあったのでしょうか。所得の減少が要因で、税率も上がるのでしょうか。
事務局	<p>税率の上がり幅が今までになく大きいことは認識しています。算定のスケジュールを変更したことが大きな要因ですが、2030年度（令和12年度）の県内の税率完全統一に向けたものですのでそうせざるを得ないところです。</p> <p>一方で医療費が上がることの要因は、脊髄性筋萎縮症の高額薬剤が保険適用になり、保険者の負担が大きく、県内統一後は県内全体で負担することになります。その他認知症の治療薬などの高額薬剤が、医療費が上がることに大きく影響することになります。</p>
事務局	補足します。所得総額減少は、実際のところ理由は不明ですが、所得は過去三年間の推計であり、コロナ禍の持続化給付金の支給で所得が伸びていました

	が前年度は給付金がなくなったことで国の所得係数や見込み誤りの部分で結果として実際の所得の減少があったと考えます。
委員	ここ数年の税率の引き上げはどのような状況でしたか。
事務局	昨年の前年対比は、ケース①は 3,200 円、ケース②は 4,200 円、ケース③は 1,300 円の増加でした。一人につきいくら増加したかということではなく、2 年前から、世帯ケースごとで考えていくことにしたため、一概には申し上げることが難しいです。
委員	この額だと引き上げなしにするようにと言えないが、引き上げの幅をできるだけ小さくしてほしい。できる限り基金を入れて、引き上げの幅をできるだけ少なくしていただきたいです。 財政調整基金は国保税に充てることはできないのでしょうか。
事務局	財政調整基金は一般会計なので、特別会計である国保税の補填には充てることができません。
委員	資料中、2024 年度国民健康保険事業運営の基本方針のところで財政調整基金の計画的運用とありますが、使用できないのでしょうか。
事務局	この財政調整基金とあるのは、国民健康保険財政調整基金のことです。
委員	そうでしたか。私の勘違いです。
議長	どうでしょうか。ほかにご意見等がなければ事務局案のとおり基金を 5 千万円取り崩すということによろしいでしょうか。
事務局	再度、令和 12 年度の県内税率の完全統一に向けた基金の取り崩しについて説明
委員	今後も年齢層の高い被保険者が増え、所得水準の低い被保険者が増えてくる。今後さらに所得が減少していくということを考えると、基金を来年度で多く使ってしまうのはよいのでしょうか。
委員	税収が足らなくなったら、その際に取り崩すということができるとですね。
事務局	はい。
委員	今一度に使うよりは、将来的に使い切るのを 12 年度まで延ばした方が得策だと思います。6 年で均等に取り崩すということによいのではないのでしょうか。
委員	今年度、途中で取り崩したことを考えると、この案がよいかどうか私はわかりません。滞納も多いし支払いたくても支払えない方もいると思います。市が国民健康保険を支援する予算を要求するなどしなければならぬと考えます。収入増で基金が増える可能性もある。
委員	現在被保険者でおられる方に、令和 11 年まで基金を使用できるようにすることが得策だと私は思います。今後被保険者の年齢も上がっていき、今よりもさらに所得が下がる。このことは 3、4 年後も同じであると思われるので、事務局が取り崩し額を 5 千万円と言われたことが納得できます。
議長	みなさんどうでしょうか。いろいろなご意見があるかと思いますが、会としては、試算 A で決定したいと思います。 賛成される方は挙手をお願いいたします。
委員	挙手多数
議長	それでは、協議事項はここまでとします。 諮問にかかる答申の取りまとめは、来週 1 月 17 日（水）に開催予定の運営協議会で行いますので、よろしく申し上げます。
7 その他	
議長	それでは、次第の 7 「その他」に移ります。 せっかくの機会でございます。委員の皆様から何かございませんか。
委員	《発言なし》
議長	それでは事務局からお願いします。

事務局	(次回、事務連絡。)
8 閉会	
議長	これで、すべての協議事項は終了しました。長時間にわたり、慎重にご審議いただきありがとうございました。 これをもちまして、本日の運営協議会を閉会いたします。 お疲れ様でした。